

改正 平成26年10月29日 原規技発第1410291号 原子力規制委員会決定

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成26年10月29日

原子力規制委員会

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部
改正について

原子力規制委員会は、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成26年10月29日より施行する。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部は改正部分）

○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（制定 平成25年11月27日 原管研発第1311275号 原子力規制委員会決定）

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正後）
<p>(保安電源設備) 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4～5（略）</p>	<p>第25条（保安電源設備）</p> <p>1 第3項に規定する「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等感知し、遮断器等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいう。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>第25条（保安電源設備）</p> <p>1 第3項に規定する「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等感知し、遮断器等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいう。<u>また、外部電源に直接接続している変圧器の一次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策(手動操作による対策を含む。)を行うことによって、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できることをいう。</u></p> <p>2～5（略）</p>

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正後）
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p>第二十八条 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第28条（重大事故等の拡大の防止等）</p> <p>1（略）</p> <p>一～二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>① 臨界事故</p> <p>a) 発生を防止するための手段が機能しなかったとしても、速やかに未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。</p> <p>② 冷却機能の喪失による蒸発乾固</p> <p>a) 蒸発乾固の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 発生を防止するための手段が機能しなかったとしても、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和できること。</p> <p>③ 放射線分解により発生する水素による爆発</p> <p>a) 水素爆発の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 水素爆発を防止するための手段が機能しなかったとしても、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持できること。</p> <p>④ 有機溶媒等による火災又は爆発</p> <p>a) 火災及び爆発の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 火災又は爆発の発生を防止するための手段が機能しなかったとしても、火災又は爆発を収束できること。</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 放射性物質の漏えい</p> <p>a) 重大事故の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 発生を防止するための手段が機能しなかったとしても、重大事故の拡大を防止できること。</p>	<p>第28条（重大事故等の拡大の防止等）</p> <p>1（略）</p> <p>一～二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>① 臨界事故</p> <p>a) 発生を防止するための設備が機能しなかったとしても、速やかに未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。</p> <p>② 冷却機能の喪失による蒸発乾固</p> <p>a) 蒸発乾固の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 発生を防止するための設備が機能しなかったとしても、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和できること。</p> <p>③ 放射線分解により発生する水素による爆発</p> <p>a) 水素爆発の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 水素爆発を防止するための設備が機能しなかったとしても、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持できること。</p> <p>④ 有機溶媒等による火災又は爆発</p> <p>a) 火災及び爆発の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 火災又は爆発の発生を防止するための設備が機能しなかったとしても、火災又は爆発を収束できること。</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 放射性物質の漏えい</p> <p>a) 重大事故の発生を未然に防止できること。</p> <p>b) 発生を防止するための設備が機能しなかったとしても、重大事故の拡大を防止できること。</p>

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正後）
3（略）	2～3（略）	2～3（略）

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正後）
<p>（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）</p> <p>第三十七条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備</p> <p>三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>第37条（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる<u>手段</u>を追加すること。</p> <p>6～7（略）</p>	<p>第37条（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる<u>設備</u>を追加すること。</p> <p>6～7（略）</p>

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正後）
<p>（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備） 第三十八条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第38条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための<u>手段</u>の整備を含む。</p>	<p>第38条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための<u>設備</u>の整備を含む。</p>